

京都市告示第 587号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年2月26日

京都市長 門川 大作

臨時に休園日を変更する日

現行	変更後
令和3年4月21日（水） 休園	令和3年4月21日（水） 開園

(産業観光局農林振興室農林企画課)